

植栽維持管理業務仕様書

1 共通事項

- (1) 公園全体の安全性及び美観を保ち、利用者にとってくり返し訪れたくなるような居心地のよい空間となるよう、適正かつ質の高い維持管理を行うこと。
- (2) 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、適切な時期・方法により実施すること。
- (3) 維持管理に当たっては、日常の管理業務に合わせて常に公園内の状況を把握し、樹木や植物の枯損、枯枝等の早期発見に努め、適正な維持管理、安全対策を行うこと。
- (4) 高木及び中木の維持管理については、「吹田市道路・公園樹木適正管理指針」に沿って適正管理を行うとともに、外観を大きく変更する場合は事前に吹田市と協議を行うこと。
- (5) 作業等を実施する場合には、危険防止のため作業エリアをバリケード等で囲い、看板等で注意喚起するなど、作業エリア周辺の安全確認を行い、公園利用者の安全確保に努めること。
- (6) 作業等の実施に際し、利用者の安全確保のために必要と認められる場合には、公園の区域の全部又は一部について利用禁止又は制限を行うとともに、利用者に対し周知及び注意喚起を行うこと。
- (7) 作業の状況や公園利用者の動線等を勘察し、必要に応じて誘導員を配置すること。
- (8) 刈草、枝葉等の搬出のために園内等へ車両を乗り入れるときは、交通安全対策について常に留意し、交通事故防止に努めること。また、業務中、器具等で樹木、施設等を損傷しないよう十分注意すること。
- (9) 植栽の維持管理を適正かつ円滑に行うため、必要に応じて事前に吹田市と協議を行うこと。

2 対象とする植栽の配置及び内容

別途配布の図面資料集のとおり。

3 植栽維持管理業務

(1) 樹木の維持管理

高木及び中木は、植え付けから期間が経過していないことから、剪定は必要最小限とし、健全な育成に努めるものとする。

低木についても、樹種に応じた適正な頻度で樹形を整える等、剪定は必要最小限とし、健全な育成に努めるものとする。

樹形を乱す不要な枝、込み枝、病虫害・日照状態等による虚弱枝の剪定等、樹種ごとの特性や育成状況を踏まえ、適正な維持管理に努めること。

施肥は、樹種ごとの特性や植物の状態を見ながら適切に行うものとするが、多すぎる場合には濃度障害を起こす恐れがあるため、基本的には控えめに行うものとする。また、樹勢が弱まった樹木については原因を究明し、必要に応じて適宜施肥を行うものとする。なお、堆肥等は有機質肥料を積極的に利用し地力向上を目指す。

予防のための薬剤散布は原則として行わないものとし、病虫害が発症・発生した場合には、状況に応じて発生した枝葉の切除等を適切に対処するとともに、やむを得ない場合は薬剤散布を行う等、適切な方法で速やかに対処するものとする。

自動灌水装置の撒きむらや量の不足について日常的に点検を行い、必要に応じて人力による灌水を行うこと。

(2) 除草

除草は、公園全体の美観維持と植栽植物の健全育成、雑草繁茂の防止等を目的として、適切な時期及び頻度で実施するものとする。

除草については、雑草の繁殖・生長が目立ち始めてからの除去でもよいが、必要に応じて雑草が大きく生長しないうちに根本から抜き取る等、定期的な点検のもと、なるべく早く除去することが望ましい。

また、春の雑草（5月下旬から6月頃）、秋の雑草（10月下旬から11月頃）が種子を散布しないよう特に留意するものとする。

樹木、生垣、柵等に絡んでいるつる性雑草等もきれいに除去すること。

(3) 芝生管理業務との連携・調整

芝生管理業務については、吹田市が業務委託により実施するものとする。

芝生管理業務には、ノシバの芝刈り（年4回を基本）、灌水、抜取除草、のほか、公園全体における適正利用に関する巡回、見守り、公園利用者に対する啓発活動、不適切な利用に対する注意の呼びかけ等が含まれるため、吹田市及び当該業務の受託者と密に協議・調整を行い、公園全体について利用者が快適に利用できるよう円滑な管理運営に努めること。

(4) 刈草、枝葉等の搬出

業務によって発生した刈草、枝葉等については、関連する法令に従い適正に処分すること。